



令和5年度版

(令和5年4月～令和6年3月)

門川町家庭ごみ収集カレンダー



B地区 小松・大丸・小園・中山・城屋敷・五十鈴・南ヶ丘・南町1,2区・尾末東・旭町・中尾・後向・下納屋・平城東・平城西・梅ノ木・松瀬・三ヶ瀬・上井野・大内原・城ヶ丘

ごみの収集日程	もえるごみ	毎週火曜日・金曜日	当日の午前8時30分まで	通常のごみステーション	ペットボトル	毎月第3水曜日	当日の午前8時30分まで	通常のごみステーション
	資源物(リサイクル品)	毎月第4水曜日	午前7時30分～午前8時30分まで	資源物ステーション	プラスチック製容器包装	毎週木曜日	当日の午前8時30分まで	通常のごみステーション 清掃工場への持ち込みはできません。
	もえないごみ	毎月第1水曜日	当日の午前8時30分まで	通常のごみステーション				

土曜日、日曜日、年末年始は収集しません。 ※台風等の災害時は計画通り収集できない場合があります。

4 April

日	月	火	水	木	金	土
・	・	・	・	・	・	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23/30	24	25	26	27	28	29

5 May

3日は収集を行いません

日	月	火	水	木	金	土
・	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31	・	・	・

6 June

日	月	火	水	木	金	土
・	・	・	・	1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	・

7 July

日	月	火	水	木	金	土
・	・	・	・	・	・	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23/30	24/31	25	26	27	28	29

8 August

日	月	火	水	木	金	土
・	・	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31	・	・

9 September

日	月	火	水	木	金	土
・	・	・	・	・	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

10 October

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31	・	・	・	・

11 November

日	月	火	水	木	金	土
・	・	・	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	・	・

12 December

日	月	火	水	木	金	土
・	・	・	・	・	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24/31	25	26	27	28	29	30

1 January

日	月	火	水	木	金	土
・	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31	・	・	・

2 February

日	月	火	水	木	金	土
・	・	・	・	1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	・	・

3 March

日	月	火	水	木	金	土
・	・	・	・	・	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24/31	25	26	27	28	29	30

区分	分別の方法(ごみの分け方)	注意事項
もえるごみ	<ul style="list-style-type: none"> 生ごみ類(生ごみは水切りをして) 台所ごみ(調理くず、残飯・卵・貝から) プラスチック類 ※資源物(プラスチック製容器包装、ペットボトル)以外のもの 皮革製品 家庭で剪定した少量の小枝・木、板くず・草木類 天ぷら油 テープ・カセット類(本体・ケース) ホッカイロ 紙おむつ 紙くず・紙容器類(汚れているもの) 布類 	<ul style="list-style-type: none"> もえるごみ、もえないごみ、プラスチック製容器包装、ペットボトルは15～45Lの透明袋に入れて出してください。 新聞や袋を使用して生ゴミ等を包む場合は、必要最小限にして出してください。 買い物袋(レジ袋)で出しているごみは収集できません。 おもちゃ、電化製品の電池は抜いて出してください。 混入ごみ(種類の違うごみ)は収集できません。 資源物は指定の資源物ステーションにあるコンテナに種類ごとに出してください。 ◎粗大ごみ(袋に入らないものは、直接、清掃工場に搬入してください。 ◎台風などで雨風が強い時は、次回の決められた指定日に持ち出して下さい。
もえないごみ	<ul style="list-style-type: none"> 缶類(飲料以外) ペンキ・オイル缶他 ガラス類・陶磁器類 金属類 家電製品 カセットボンベ・スプレー缶 有害ごみ 	<ul style="list-style-type: none"> リサイクルマークのない缶類 事故防止のためにスプレー缶類は中身を使い切ってください。 使用済み乾電池・水銀体温計など
資源物	<ul style="list-style-type: none"> 缶類(アルミ缶・スチール缶) びん類(無色透明びん・茶色びん・その他のびん) コーヒーびん・洋酒びん・ドリンクびん・化粧びん ◎ふたをはずし、金属製のふたはもえないごみへ 紙パック類 新聞紙・チラシ・雑誌・ダンボール・その他の紙類 	<ul style="list-style-type: none"> このマークがついているものよく洗って出しましょう。 紙パック類(500ml以上のもの) ※内側がアルミ(銀色)のものは、燃やせるごみになります。 新聞紙・チラシ・雑誌・ダンボール・その他の紙類(紙類(新聞・雑誌・ダンボール・その他の紙類)は雨の日は収集できません。)
プラスチック製容器包装	<ul style="list-style-type: none"> プラマークがあるものが対象です。(きれいな状態で出してください。) 袋を二重にしないでください。 カップ・トレイ類 ボトル類 チューブ類 袋類 その他 	<ul style="list-style-type: none"> ※汚れている「プラ」はリサイクルできないため、汚れがとれない「プラ」はもえるごみになります。 ※清掃工場への持ち込みはできません。 ペットボトルのふた・ラベル・発泡スチロール、プラスチック製歯ブラシ、野菜や果物のネット 発泡スチロールは必要に応じて割って出してください。
ペットボトル	<ul style="list-style-type: none"> 飲料用・酒類・しょうゆ用・調味料用 ペットボトルのキャップ、ラベルは必ずはずしてください。 	<ul style="list-style-type: none"> このマークがついているものだけお出しください。

収集できないごみ・清掃工場では受け入れできないごみ

消火器・ガスボンベ・バッテリー・タイヤ・バイク・農機具類・太陽熱温水器・風呂釜・農業用廃ビニール・農業や劇薬等の薬品類・ペンキ・シンナー等液体の入った容器・建築廃材(ベニヤ板、フローリング材など) ※販売店や処理業者等にご相談下さい。

小型家電の回収について(お知らせ)

門川町では、ご家庭で使用されなくなった、小型家電製品の内の、下記16分類については町内4か所(清掃工場・役場・門川勤労者総合福祉センター・かどがわ温泉心の社)に回収ボックスを設置(投入口:縦15cm×横30cm)に入るサイズが対象)し、ごみ減量化の促進に努めております。ご協力お願いいたします。

①携帯電話・PHS端末 ②電話機・ファクシミリ ③ラジオ ④デジタルカメラ等 ⑤映像用機器 ⑥音響機器 ⑦補助記憶装置 ⑧電子書籍端末 ⑨電子辞書・電卓 ⑩電子血圧計・電子体温計 ⑪理容用機器 ⑫懐中電灯 ⑬電子・電気時計 ⑭ゲーム機 ⑮カー用品 ⑯これらの付属品

家電リサイクル法の対象機器

“平成13年4月以降、家電リサイクル法の施行により、下記の廃家電品は町で受け入れ出来ません。”

・エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機

事業活動に伴って生じた廃棄物(ごみ)について

事業活動に伴って生じた廃棄物(ごみ)は ①事業系一般廃棄物 ②産業廃棄物の2種類に分別されます。 ※減量化・資源化マニュアル(町ホームページに掲載中)を参考に、適切に処理を行ってください。 ※ごみステーション及び資源物ステーションには持ち込みは出来ません。

①事業系一般廃棄物 事業系一般廃棄物とは、会社・飲食店・商店等の事業活動で生じた廃棄物(ごみ)を言います。これらの廃棄物(ごみ)については、門川町一般廃棄物収集運搬許可業者と委託契約し処理するか、直接清掃工場に搬入してください。

②産業廃棄物 産業廃棄物とは、事業活動に生じた廃棄物(ごみ)の内、燃えがら・汚泥・廃プラスチック・建築廃材などを言います。これらのごみを清掃工場へ持ち込むことはできません。処理については、産業廃棄物処理業者へご相談下さい。

清掃工場への搬入

①搬入日及び搬入時間は 平日・日曜日 8:30～16:30 です。

②搬入許可証がないと入場できません。 ※搬入許可証は、確認のため車内のダッシュボードにおいてください。

③必ず透明袋に入れて下さい。(透明袋以外のものは搬入できません。)

※ごみは指定のステーション(ご不明な方は、各地区会長か環境水道課におたずね下さい)に決められた曜日・時間内に透明袋に中身がわかるようにして入れて、当日の朝8:30迄に出しましょう。

●門川町役場環境水道課 電話63-1140(内線2161)

●門川町清掃工場 電話63-5431